

令和7年度 白河地方広域市町村圏整備組合職員 (大学卒程度) 採用候補者試験公告〔実施要領〕

令和6年4月12日

白河地方広域市町村圏整備組合職員(大学卒程度)採用候補者試験を次により行います。

白河地方広域市町村圏整備組合
福島県白河市表郷金山字長者久保2番地
電話0248-21-5193

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	行政事務(大学卒程度)
採用予定人員	若干名

2. 受験資格

受 験 資 格
平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、自動車運転免許(普通自動車以上)取得又は令和7年3月末日までに自動車運転免許取得見込の方(学歴は問いません。)

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

大学卒業程度で次により行います。

- (1) 第1次試験
 - ①教養試験
職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。
 - ②職務適応検査
職務遂行に必要な適正についての検査を行います。
- (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、小論文試験及び口述試験等を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	令和6年 7月14日(日)	受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 職務適応検査 13:00～14:20	福島県立福島 西高等学校 福島市方木田 上原 37	令和6年8月下旬 に当組合掲示場に 受験番号を掲示す るほか、受験者全 員に通知します。
第2次試験	第1次試験合格通知の際にお知らせします。			別途通知します。

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に白河地方広域市町村圏整備組合管理者が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、白河地方広域市町村圏整備組合の給料表によるが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求方法

直接取りに来る場合	白河地方広域市町村圏整備組合事務局 総務課にて配布します。 住所：〒961-0416 福島県白河市表郷金山字長者久保2番地（白河市表郷庁舎内） 電話：0248-21-5193
郵便により請求する場合	封筒の表に赤で「大学卒程度試験申込用紙請求」と書いて、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角形2号）を必ず同封してください。※郵送の関係上、申込み期限の7日前必着でお願いします。 請求先：〒961-0416 福島県白河市表郷金山字長者久保2番地（白河市表郷庁舎内） 白河地方広域市町村圏整備組合事務局 総務課
ホームページよりダウンロードする場合	白河地方広域市町村圏整備組合ホームページの【広域行政】にある【令和7年度白河地方広域市町村圏整備組合職員（大学卒程度）採用候補者試験】内、【職員（大学卒程度）採用候補者試験申込書（PDF）】をダウンロードして印刷してください。

	ホームページアドレス https://www.shirakawa.jp ※試験申込書は、B4版で印刷をお願いします。
--	---

(2) 申込の方法

- ① 申込用紙に必要事項を記入して、白河地方広域市町村圏整備組合事務局総務課に提出してください。

申込書を郵送する場合は84円切手を貼った自分宛の封筒(長形3号)を同封し、その表に赤で「大学卒程度試験申込」と書いて、必ず簡易書留にて送付してください。

- ② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。)

(3) 受付期間

令和6年5月15日(水)から令和6年6月14日(金)まで

(受付時間は、土日・祝日を除く、平日8時30分から17時15分まで)

郵便による申込書提出の場合は、令和6年6月12日(水)までの消印のあるものに限って受付けます。

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、下記の表のとおり白河地方広域市町村圏整備組合個人情報保護条例の規定により、口頭で請求することができます。

開示の内容は得点と順位、開示の期間は合格発表の日から1カ月間、開示の場所は事務局総務課になります。

なお、電話、郵便等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参のうえ、**受験者本人が直接おいでください。**

試験	開示請求出来る者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点 ・順位	合格者発表日 から1カ月間	白河地方広域市町村圏 整備組合事務局 総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

9. その他

- (1) 申込用紙等に含まれる受験者の個人情報については、職員採用候補者試験以外の目的には一切使用しません。また、提出された書類は返却いたしません。

- (2) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

- (3) 受験者は、**昼食**を持参してください。

- (4) 試験当日の試験会場への**自家用車の乗り入れを禁止**します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがあるので、公共交通機関を利用してください。

- (5) この試験に関し不明な点は、白河地方広域市町村圏整備組合事務局総務課に問い合わせてください。